

商標法57条6項 市場管理人が注意義務を果たしてないと共同侵害になる可能性がある

日付: Apr 30
2020

ラコステ社は万慧達に依頼して、上海竜華服飾ギフト市場経営管理有限公司に対して、商標権侵害訴訟を提起した。

2009年10月26日、上海一中院民(2009)沪一中民五(知)初字第211号の判決を下し、市場管理人が侵害製品を販売する経営者との契約書に定めた管理義務を全面的に履行していないため、事実上には権利侵害行為に有利な条件を提供し、侵害行為が繰り返しを行い、それ故被告と直接侵害製品を販売する店舗と共に権利侵害の共同責任を負わなければならないとの判決を下した。この案は2010年第10期最高院の公報に収録された。